

鳩山町子ども読書活動推進計画

令和8年3月

鳩山町教育委員会

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
4 計画の対象	2
第2章 子どもたちの読書活動の現状と課題	3
1 アンケート調査から見る現状と課題	3
（1）調査の実施方法	3
（2）読書に関する児童生徒の現状と課題	4
（3）読書に関する保護者の現状と課題	8
2 ヒアリング調査から見る現状と課題	12
（1）調査の実施方法	12
（2）子育て関連団体における子どもの読書活動に対する現状と課題	13
（3）子どもたち自身が感じている読書活動に対する現状と課題	13
第3章 鳩山町子ども読書活動推進計画の基本的な考え方	15
1 基本理念	15
2 基本方針	15
3 計画の体系	17
第4章 計画の実現に向けた取り組み	18
I 子どもの読書環境の整備・充実	18
1 家庭における読書活動の促進	18
2 幼稚園・保育園等における読書機会の提供・充実	19
3 小・中学校における読書機会の提供・充実	20
4 図書館における読書機会の提供・充実	21
II 学校・図書館地域等の連携による子どもの読書推進体制の整備	23
1 学校と図書館の連携	23
2 地域における関係機関の連携	24
III 子どもの読書活動への理解や関心の普及・啓発	25
1 読書活動の啓発・広報	25
2 優良な図書の普及	25
第5章 評価指標及び数値目標	27
資料編	28

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

読書は豊かな心を育み、人間性を高め、質の高い知識を得るためにとても大事なものです。また、自ら学ぶ楽しさや知識を得る喜びを得られるなど、より充実した人生を送ることができる力を伸ばしてくれます。

国は平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、4月23日を「子ども読書の日」と決めました。また、この法律をもとに平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次）が定められ、令和5年3月には第五次計画が策定されています。

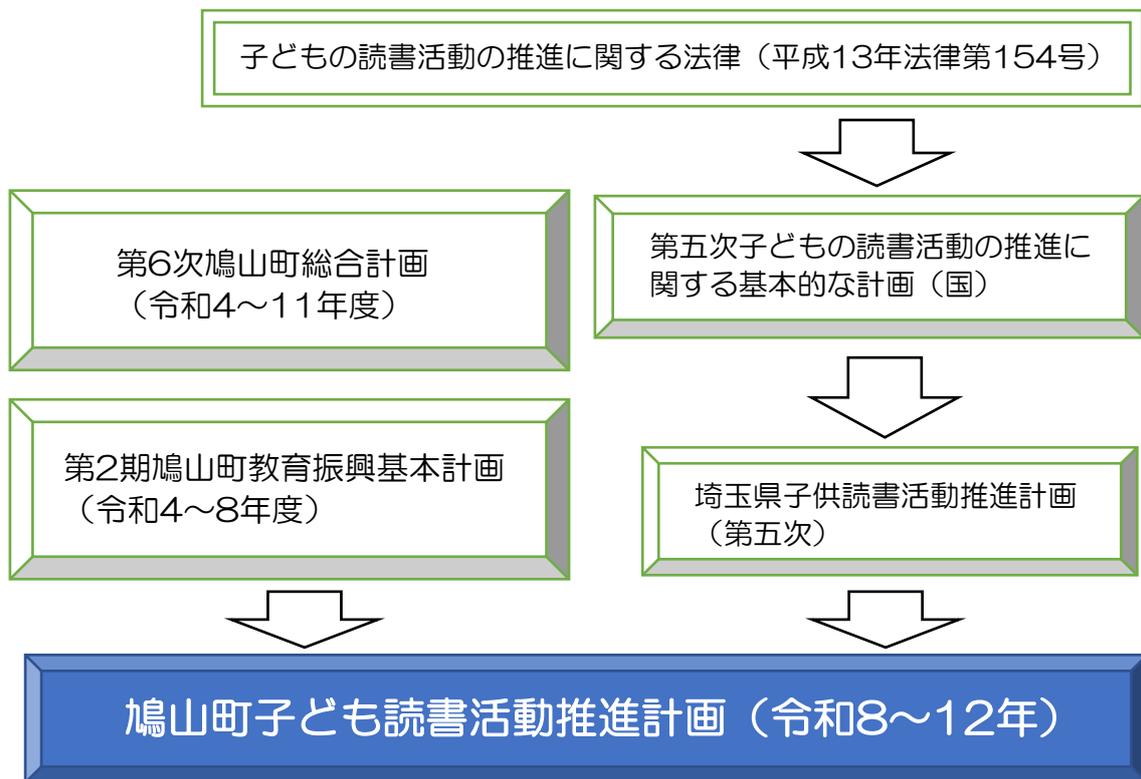
埼玉県では平成16年3月に「埼玉県子ども読書活動推進計画」が策定され、令和6年7月に第五次計画が策定されました。

本町におきましては、令和4年度に策定した「第2期教育振興基本計画」において「子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く、生きる力を身に付けていく上で欠かすことができません」と読書の重要性について記しています。

こうした流れを踏まえ、子どもたちが一人ひとりの発達段階にあった読書活動ができるよう、「鳩山町子ども読書活動推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

- (1) 本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づく計画であり、本町における今後5年間の子ども読書活動の推進に関する施策の方向性と取り組みを示すものです。
- (2) 本計画は、国の「子どもの読書活動に関する基本的な計画」及び県の「埼玉県子ども読書活動推進計画」を参酌し、本町の読書活動を踏まえて策定するものです。
- (3) 本計画は、第6次鳩山町総合計画及び第2期鳩山町教育振興基本計画を上位計画とし、その他の関連する計画と整合を図るものです。



3 計画の実施期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の対象

本計画の対象は、おおむね18歳以下の子どもとします。また、子どもの読書活動の推進に関わる保護者、教育・福祉・保健等の関係者も対象に含みます。

第2章 子どもたちの読書活動の現状と課題

1 アンケート調査から見る現状と課題

本計画の策定にあたって、子どもたちや保護者の方の読書状況等の実態を把握するため、アンケート調査を実施しました。

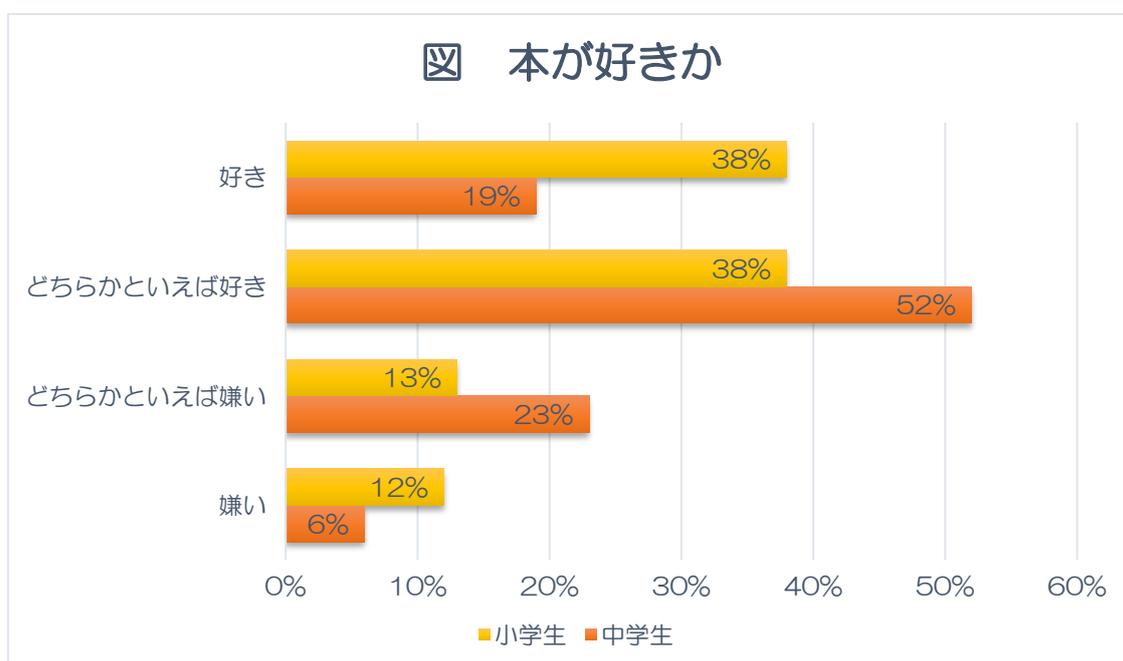
(1) 調査の実施方法

調査対象者	(1) 町内在住の6歳～18歳（平成18年4月2日～平成30年4月1日生まれ）の児童、生徒 (2) 町内在住の18歳以下の子どもを持つ保護者の方
周知方法	町内幼稚園、保育園、学校等にアンケート調査依頼を配布、町広報紙及びチラシ、ポスターより周知
調査方法	アンケート調査依頼、図書館ホームページ、チラシ等でURL・QRコード添付によるGoogleフォームを活用したWEB回答
実施期間	小学生、高校生及び保護者 令和6年9月18日（水）～令和6年10月18日（金） 中学生 ①令和6年9月18日（水）～令和6年10月18日（金） ②令和6年12月17日（火）～令和7年1月17日（金） ※1回目、2回目とも内容は同一
回答数	(1) 小学生：213件 中学生：162件 高校生：0件 (2) 保護者 139件

(2) 読書に関する児童生徒の現状と課題

①本好きの傾向

アンケート調査によると、「本が好きか」という質問に対して、小学生は「好き」が全体の39%「どちらかといえば好き」が全体の37%の割合となりました。中学生は「好き」が全体の19%「どちらかといえば好き」が全体の52%の割合となりました。小中学生を通じて「好き」「どちらかといえば好き」と答えた生徒児童は全体の7割程度となつてはいるものの、本を読むことが「好き」と回答している子どもの割合は学年が上がるにつれ減少しています。



②読書量及び読書の種類等について

子どもの読書量に関しては、「1か月で何冊くらい本を読みますか」という質問に対して、小学生は「10冊以上」と答えた割合は全体の26%となりました。一方で中学生は1か月で「1～2冊」読む生徒が全体の52%と最も多くなつていて、本の厚さに差があることから一概には言えませんが、本を読む量については、学年があがるにつれ減少していく傾向が読み取れます。

また、1か月で本を読む冊数が「0冊」と答えた小学生は全体の14%であり、その理由としては「本が好きではないから」が全体の56%と最も多くなつています。このことから、小学生には本を好きになるきっかけ作りがまず大切になつていふと考えられます。

一方で、中学生は「読みたい本がないから」「テレビや動画などを見るから」が44%で最も多くなつており、本が好きではないことそのものよりも、忙しいこ

とや他に興味・関心があることが大きな理由であることが読み取れます。中学生に行った「どのような時に本を読みたいと思いますか」という質問に対して、「映画、ドラマ、アニメ、ゲームなどの原作や関連する本を読んできたいと思ったとき」が52%で最も多く、続いて、「テレビや動画などで紹介された本に興味をもったとき」が35%、「友だちにすすめられた本に興味をもったとき」が30%となっています。このことから多媒体の情報などを参考にして、本を紹介する活動等を進めていく必要があると考えられます。

なお、電子書籍を読む冊数について1か月で0冊と答えた小学生は全体の63%となり、中学生は74%という結果になったことから、紙媒体の本を読むことが主流であることが読み取れます。

同時に、魅力的な電子書籍の情報を積極的に提供していく必要があると考えられます。紙媒体の本を見童、生徒に紹介することに加えて、鳩山町デジタル図書館の電子書籍の周知にも改善に努める必要があります。

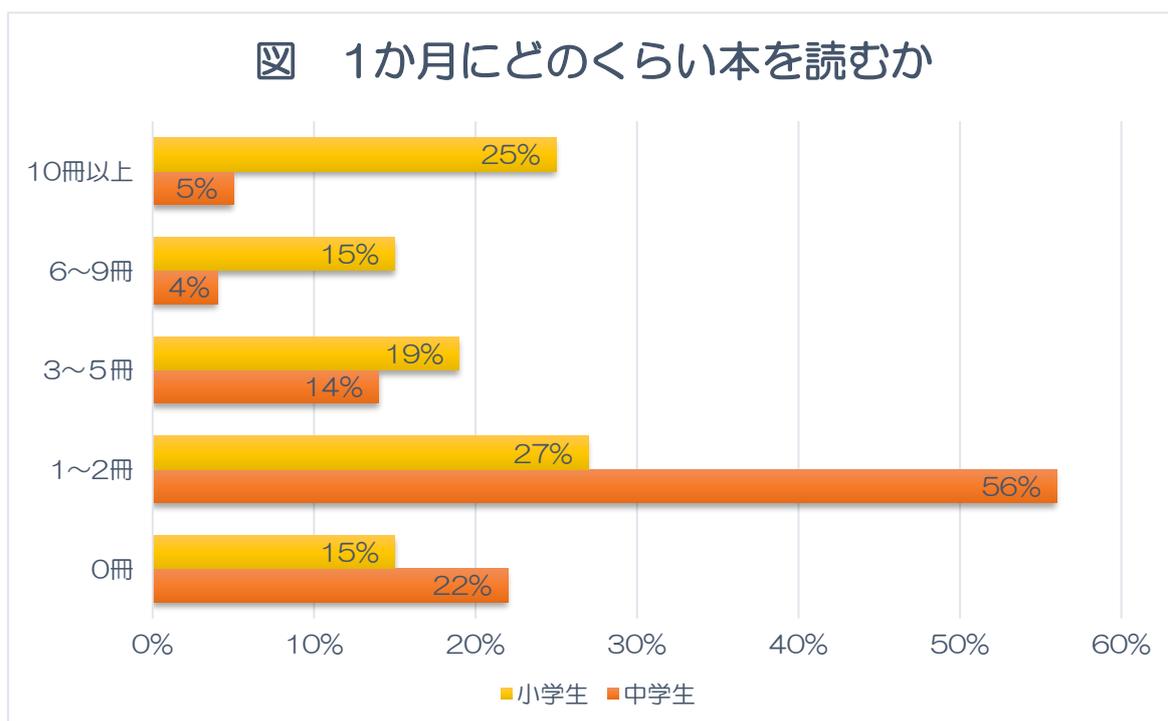
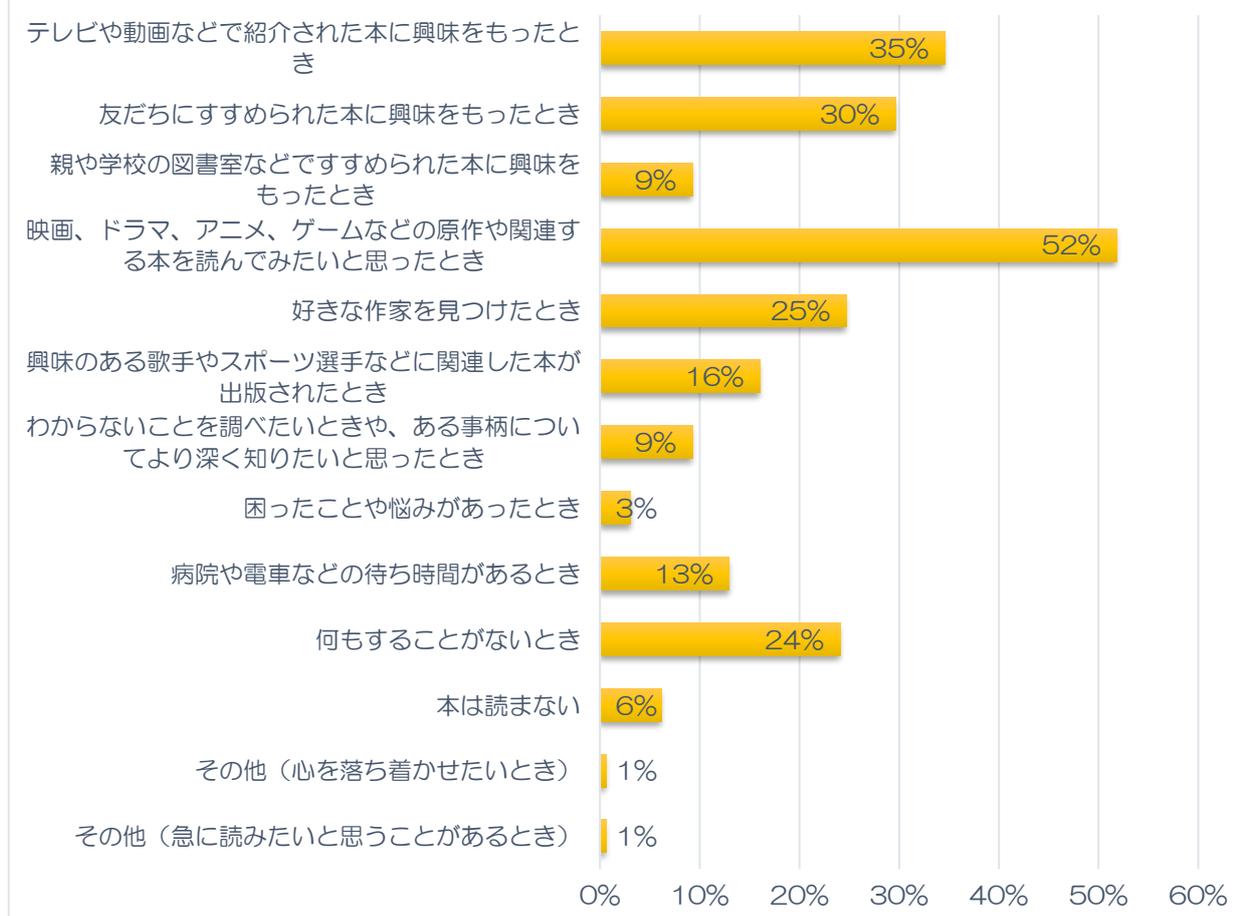


図 どのような時に本を読みたいと思うか（中学生のみ）



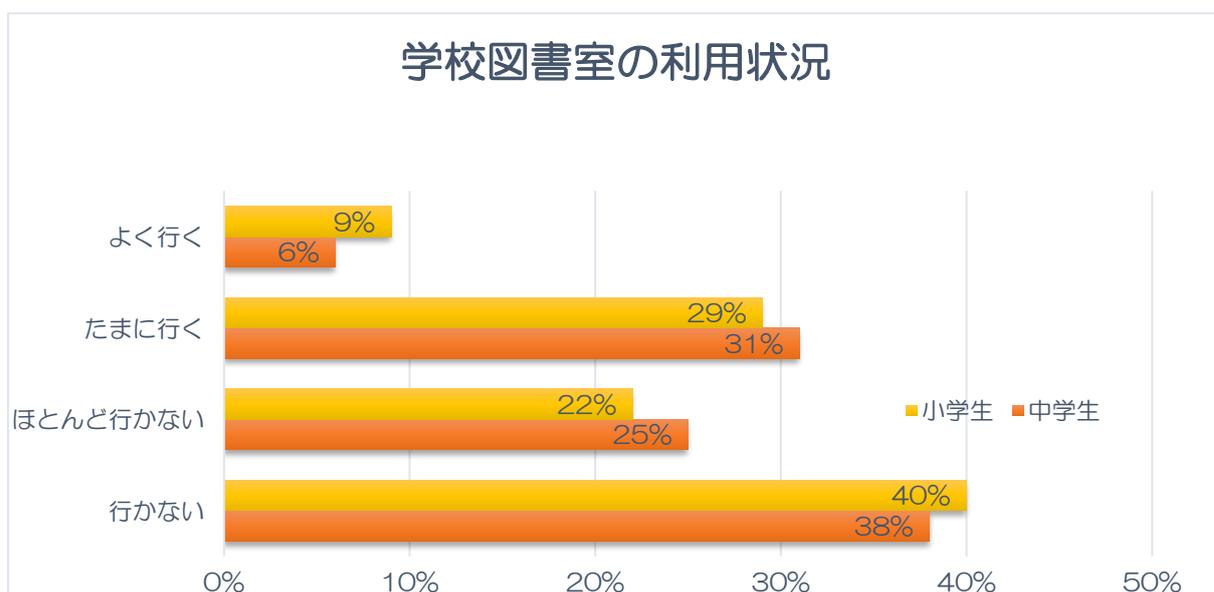
③読書環境について

子どもの読書環境については、「本を読むときにどこで読むことが一番多いか」という質問に対して、小学生は「自分の家」と答えた児童が55%と最も多く、続いて「学校」が26%となっています。中学生は「学校」と答えた生徒が60%と最も多く、続いて「自分の家」が35%となっています。小学生、中学生とも読書環境として「自分の家」や「学校」が重要であることが分かります。

学校図書室の利用については、小学生は「行かない」という児童が40%となり、行かない理由としては、「友だちと遊んだり、話したりするから」「本が好きではないから」というものが多くなっています。中学生は38%の生徒が「行かない」と回答しており、行かない理由としては、「友だちと遊んだり、話したりするから」「本が好きではないから」というものが多くなっています。また、小学生、中学生を通じて学校の図書室に「読みたい本がないから」という回答も多く、学校図書室の設備を充実することが重要であることが分かります。

町の図書館の利用は、小学生は「行かない」という回答をした児童は33%となり、学校別にみた場合、鳩山小学校で「たまに行く」と答えた割合が50%は若干高くなっていました。なお、行かない理由としては、「本は買って読むから」「図書館が遠くて自分で行けないから」というのが26%と最も多くなっています。

中学生は「行かない」という回答をした生徒は43%となり、地区別に見た場合、図書館を利用する傾向に地区による違いはなかったことが分かりました。また、行かない理由としては、「図書館が遠いから」というのが39%と最も多くなっています。図書館に歩いて行けない小・中学生に図書館資料を活用もらうための工夫が必要になっていると考えられます。



(3) 読書に関する保護者の現状と課題

①子どもの読書活動を支える保護者の関わり

子どもの読書活動の推進にあたっては、読書の喜びや楽しさを伝え、読書意欲を高めるような働きかけなど、子どもの読書活動を支える大人の存在が必要となってきます。

家庭における保護者の関わりに注目すると、子どもの本の入手方法としては、「0～6歳」の子どもを持つ保護者の場合、「購入している」が45%と最も多く、次いで「図書館から借りている」で17%となっています。「7～12歳」の子どもを持つ保護者の場合、「購入している」が45%と最も多く、次いで「図書館から借りている」が35%、「学校等から借りている」が17%となっています。「13～18歳」の子どもを持つ保護者の場合は「購入している」が71%と最も高くなっていて、いずれの年齢の子どもの場合も購入して本を用意している場合が最も多く、子どもの年齢が上がるにつれ割合も高くなっている状況が読み取れます。

図 本の入手方法 (0～6歳)

N=80

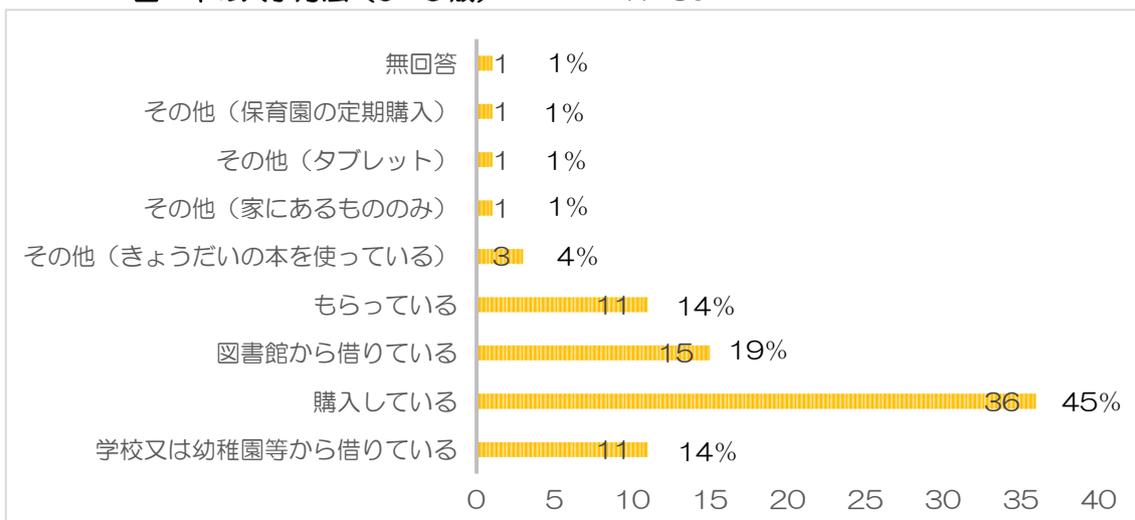


図 本の入手方法 (7～12歳)

N=130

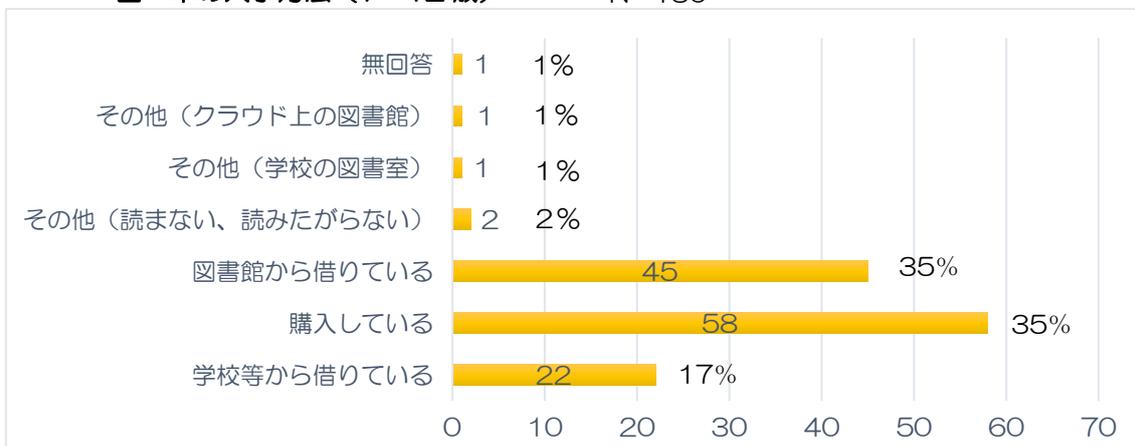
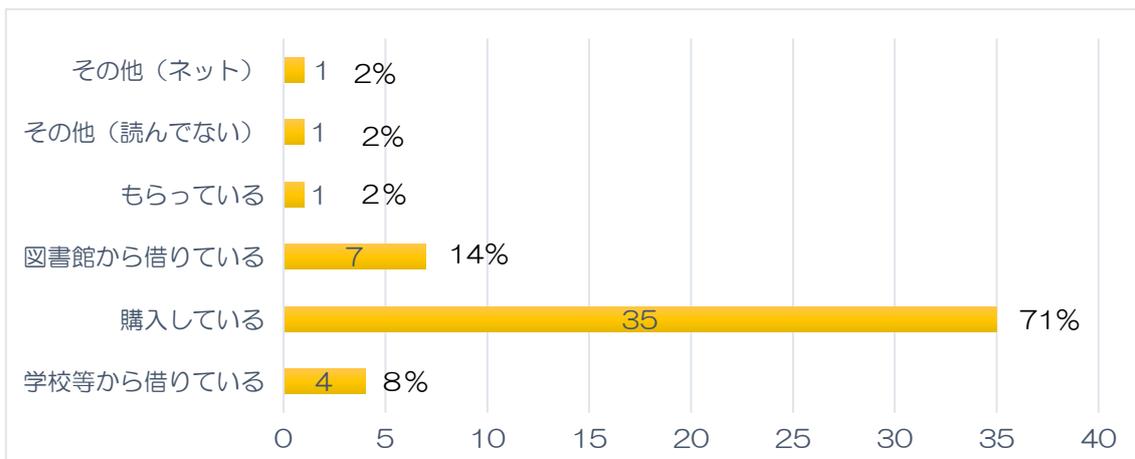


図 本の入手方法（13～18歳）

N=49

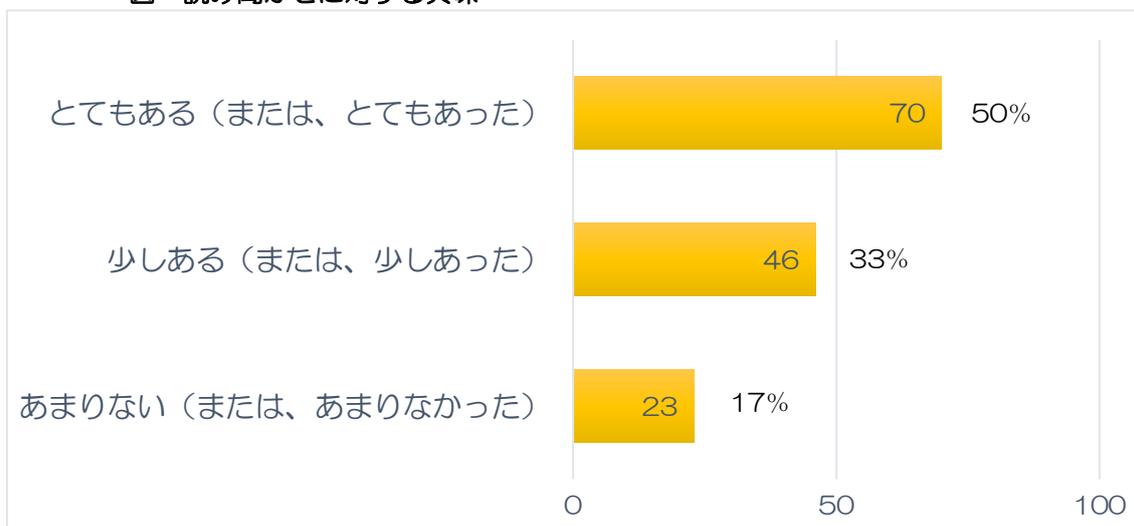


また、子どもへの読み聞かせに興味は「とてもある（または、とてもあった）」「少しある（または、少しあった）」と回答した保護者は全体の83%となり、読み聞かせに関する関心が高いことが伺えます。

町の図書館の利用状況としましては、「ほぼ毎日利用する」「週1回くらい利用する」「2週に1回くらい利用する」「月に1回くらい利用する」と答えた方は全体で30%となり、「利用しない」と答えた方は26%となりました。図書館を利用しない理由としては、「仕事や家事、育児で忙しくて利用する時間がないから」が39%と最も多くなっています。次いで「本は買って読むから、家に本があるから」が28%と多くなっており、本の入手方法の調査内容と合わせて、本は「購入して読む」が主流となっていることが分かります。図書館にも関心を持ってもらえるように蔵書の充実と周知をしていく必要があります。

図 読み聞かせに対する興味

N=139



②子どもの読書活動を活発にするための方策

子どもの読書活動を進めるために必要なこととしては、保護者の回答の中では「図書館を使った学習の充実」が47%と最も多く、次いで「学校や図書館での読み聞かせ」が45%、「図書館などにおける子どもが本に触れる機会を増やすようなイベント、事業の充実」が44%となっています。

家庭における子どもの読書活動に必要なこととしては、「自分（保護者）が読書をしている姿を見せる」が53%で最も高くなっています。

これらのことから保護者の子どもの読書に対する関心は、非常に高いものであることが読み取れます。

図 子どもの読書活動を進めるために必要なこと（複数回答）

N=139

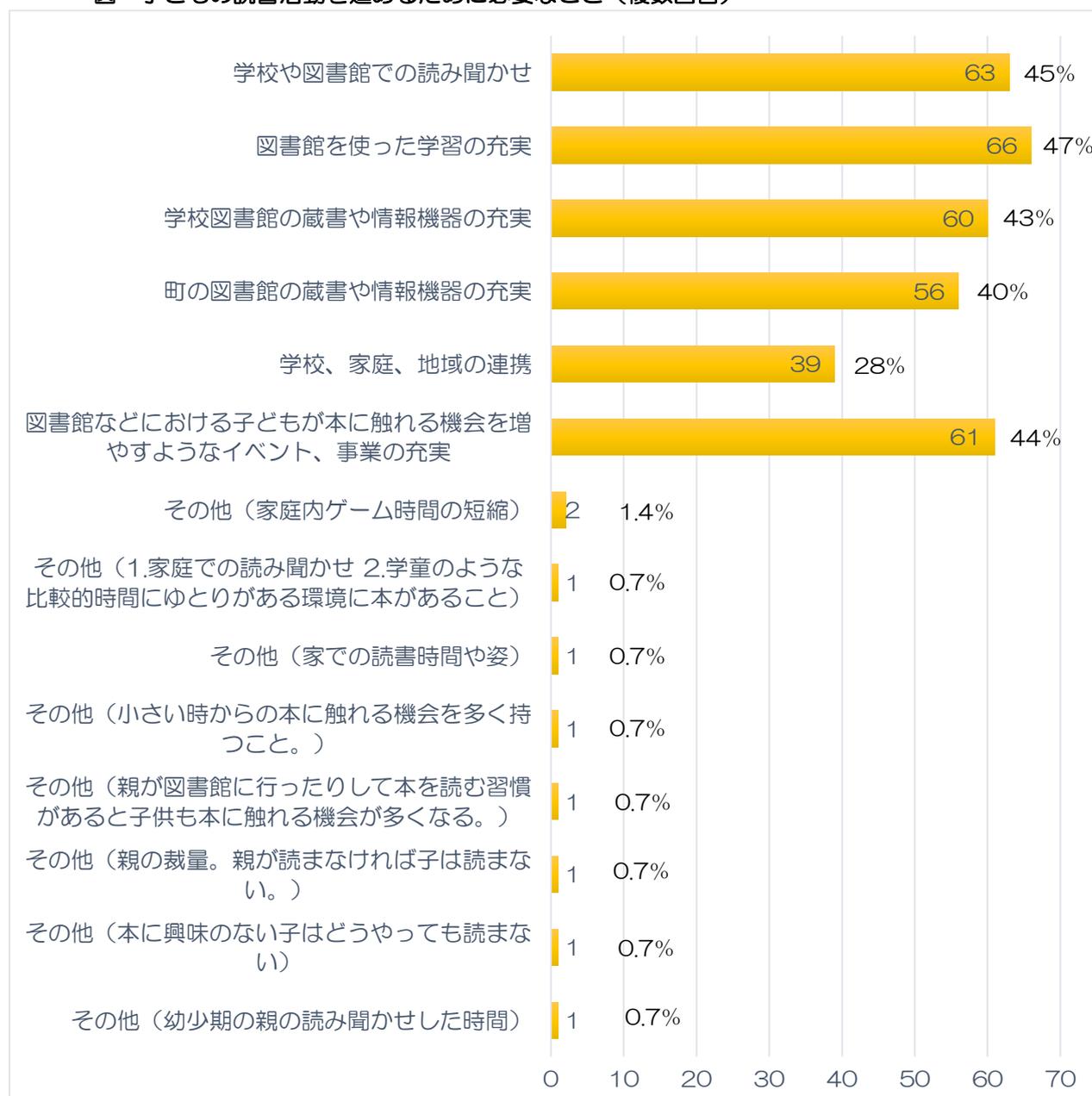
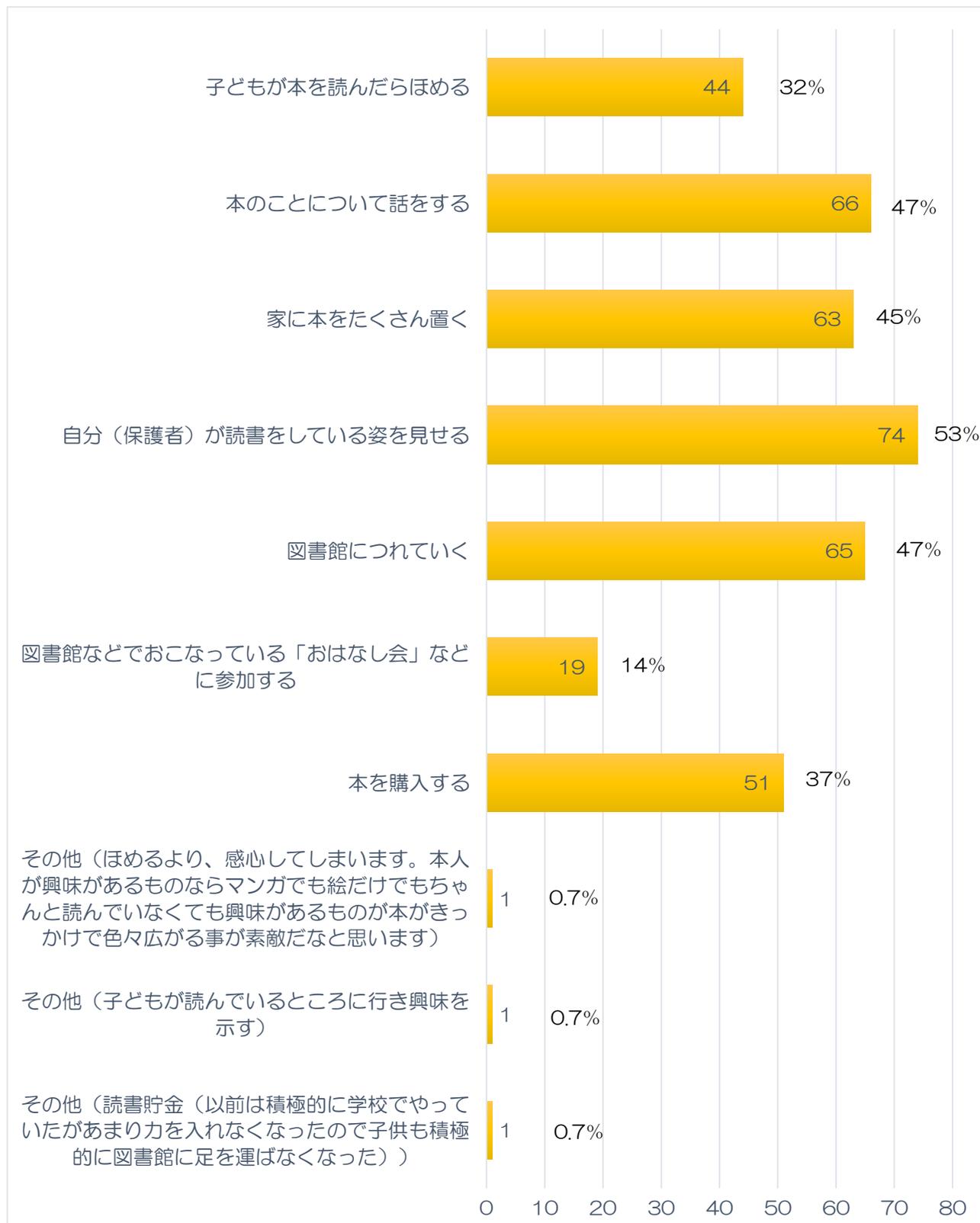


図 家庭における子どもの読書活動を進めるために必要なこと（複数回答）

N=139



2 ヒアリング調査から見る現状と課題

鳩山町内の子どもの読書活動に関する現状や課題、今後の方向性、ご意見を把握し、計画策定に読書状況等の実態を反映するため実施した、鳩山町子ども読書活動推進計画策定に係るヒアリング調査において、幼稚園、保育園、学校、子育て関連団体など10の団体、町内小・中学校の図書委員会の児童、生徒から回答をいただきました。

(1) 調査の実施方法

調査対象	①鳩山町立鳩山幼稚園 ひばり保育園 ひばりゆりかご保育園 鳩山町立亀井小学校 鳩山町立今宿小学校 鳩山町立鳩山小学校 鳩山町立鳩山中学校 埼玉県立鳩山高等学校 鳩山町子育てアドバイザー 鳩山町 PTA 連絡協議会 ②小学校、中学校における図書委員会等
調査方法	①事前に調査票を送付し、ヒアリング又は書面での回答とした。 なお、ヒアリングの場合は、具体的な調査日時等は調整の上、個別に決定した。 ②事前に調査票を送付し、各学校の図書委員会の児童、生徒に図書館職員がヒアリングを実施した。
調査実施期間	令和6年12月10日(火)～令和7年1月31日(金)

(2) 子育て関連団体における子どもの読書活動に対する現状と課題

子どもの読書に対して、子育て関連団体が感じている課題としては、特に幼稚園、学校では「蔵書が古い」「新着本が少ない」「修理をして使用しているがおいつかない」など、資料そのものや蔵書量についての意見が寄せられました。これまでも、幼稚園や学校等に対して鳩山町立図書館の蔵書を貸し出す取り組みを実施してきましたが、「学校が現在、必要としている資料」をより把握し、一層の連携が必要であることが分かります。

それに加えて、「子どもたち自身の読書量が増えない」「子どもによって読書に対するスキルに差がある」「図書館に関心を寄せてもらうことが課題」など、子どもたちの読書に関しまして各々差があることが課題に挙げられていました。読書に対する関心を高める取り組みを地域が連携して実施していくことが重要であります。

また、鳩山町における子どもの読書に対する課題について尋ねたところ、「鳩山町では子どもの読書に取りくんでいこうという姿勢がみられる」ものの「図書館が遠い」「図書館利用者の固定化」「子どもの年齢が進むにつれて図書館を利用する割合が少なくなっている」といった意見が挙げられました。子どもにとって「より身近な図書館」をこれからどう創出していくかが課題であります。

これらの課題解決のために団体として取り組んでいることとしては、「子どもたちの好きな絵本の紹介」「図書館との連携」「図書室の掲示の工夫」「子どもたちが本を読んだ冊数に応じて表彰を行う「読書マラソン」や「読書貯金」の実施」「毎日の朝読書」「国語の授業などでの図書室との連携」などが挙げられました。また、何よりも「子どもの親世代に、子どもの読書の大切さを知ってもらうことから始めることが重要」ということが複数の団体から挙げられており、これらの取り組みを参考にしながら子どもたちに本に興味を持ってもらうことが重要であると考えられます。

(3) 子どもたち自身が感じている読書活動に対する現状と課題

普段子どもたちが図書館を利用する場合はほぼ多数の児童、生徒が「親に車で連れて行ってもらう」と答えていましたが、徒歩や自転車などで「自分で行く」と回答した児童もいました。図書館に行く頻度は親に連れて行ってもらうほど少なくなり、「自分で行く」と答えた児童ほど頻繁に図書館を利用している傾向があります。

また、どのような時に本を読みたいと思っているか質問を設けたところ、「アニメの原作などがおもしろそうだったとき」「友だちに薦められたとき」「SNSや雑誌などで紹介された本がおもしろそうだったとき」など外部の要因などが大きく関わっていることが分かりました。一方で「やることがないとき」

「時間があるとき」にも読書がしたくなるという意見が出ていることから、本を読みたいと思ったときに、すぐ本を手にとれる環境が重要であることが分かります。

次に、「どうすれば、子どもたちがもっと本を楽しく読めると思えますか」という質問に対しては「小さな子に対しておすすめの本を紹介する」「話題になったり、アニメに関連する本を薦めたりするのがよい」など、周知をもっと行うべきという意見がまず出ました。また、「本を一定数借りたら特典をあげる」「子ども向けのイベントを増やす」など、本を読むことが楽しくなる工夫や「デジタル図書館の知名度が低いので宣伝するとよい」「朝読書にタブレットなどを使ってデジタル図書も読めるようになればいい」というデジタル図書についての意見も出ていました。

次に、「どうやったら図書館へ子どもたちがもっと行くと思えますか」という質問に対しては「図書館でしか行えない事業をやったらよい」「イベントをもっと増やして図書館おこしをしたらよい」「アニメの文庫本やライトノベルのコーナーがあれば行く人も増えるのではないかと思う」など、今後の事業を行う上で参考になる意見が多数出ていました。

最後に「学校などにおいて読書について何か取り組まれていることはありますか」という質問に対しては「読書集会で児童が全児童の前で読み聞かせを行った。また本に関するクイズなどを行い楽しんでもらった」「図書室に来るとスタンプがもらえる」という活動を実施しているスタンプが3個たまと図書委員が作ったおりがみをもらえる」など多くの事業を紹介していただきました。学校で引き続きこれらの事業に取り組んでいくと同時に、図書館とも共同で取り組むことができるか検討する必要があります。

第3章 鳩山町子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1 基本理念

多様化が進む社会の中で、子どもたちには、自ら課題を発見し、解決する力を持つことや、他者を尊重し、多様な価値観を持つ人々と協働しながら、新たな価値を創造することが求められています。

そうした中で、「子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」として、子どもの読書活動の推進に関する法律第2条で挙げられています。

こうした現状を踏まえ、鳩山町読書活動推進計画では、次に掲げる「基本理念」に基づき、子どもの読書活動の推進に努めていきます。

すべての子どもたちに本との出会いと喜びを

2 基本方針

基本理念の実現に向け、次の3つを基本方針として様々な施策に取り組んでいきます。

I 子どもの読書環境の整備・充実

読書のきっかけとなる場や本に親しむ機会を提供することにより、すべての子どもが自ら進んで読書を行う習慣を身に付けることができるよう、読書環境の整備と充実を図ります。

また、学校においては国のGIGAスクール構想により整備されたICT環境を活用した学習が行われるなど、デジタル技術の良さを生かした多様な教育活動が生み出されています。これらを踏まえ、本計画では、子どもたちの言語能力や情報活用能力を育むとともに、多様な子どもたちの読書機会の確保や非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするため、デジタル社会に対応した読書環境の整備を目指します。

なお、これらの施策を実施するにあたり、子どもの施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されたことに伴い、本計画では、子どもの視点に立った読書活動を推進するとともに、子どもが主体的に参加する読書活動を行っていきます。

Ⅱ 学校・図書館・地域等の連携による子どもの読書推進体制の整備

子どもの読書活動を総合的に推進するためには、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力することが重要となってきます。

これらの関係機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協力することで、地域全体が一体となって子どもの自主的な読書活動を推進するための体制を整備します。

また、子どもの読書活動のより一層の充実のために、学校・図書館・教育委員会等が連携して、学校図書室における人的措置について検討していきます。

そのため学校等、図書館、教育委員会や町の関連課所の連携・協力はもとより、ボランティア活動団体などの関係者による総合的な推進体制の整備に努めます。

Ⅲ 子どもの読書活動への理解や関心の普及・啓発

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、読書活動の意義や重要性について、理解と関心を深める必要があります。

また、子どもだけではなく、保護者をはじめとする周囲の大人に対しても、子どもの読書に対する理解を深めることも重要です。

このため、様々な機会を捉えて、図書の紹介等の読書情報の提供に努めていくとともに、子どもの読書活動の広報を推進します。

3 計画の体系

基本方針Ⅰ 子どもの読書環境の整備・充実	
1	家庭における読書活動の推進
	(1) すこやかブック事業の実施
	(2) おはなし会（読み聞かせ）の開催
	(3) 家族での読書（「家読」（うちどく））の推奨
2	幼稚園・保育園等における読書機会の提供・充実
	(1) 乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の実施
	(2) 園児に対する絵本の貸出の実施
	(3) 町立図書館から幼稚園、保育園への団体貸出の実施
	(4) 幼稚園・保育園における町立図書館への訪問事業の実施
3	小・中学校における読書機会の提供・充実
	(1) 朝読書活動の実施
	(2) 読み聞かせ、ブックトークの実施
	(3) 児童及び生徒主体による読書推進事業の実施
	(4) 「読書貯金」「読書マラソン」の実施
	(5) 学校図書室における読書環境の充実
	(6) 電子書籍を利用した読書環境の充実
4	図書館における読書機会の提供・充実
	(1) 子どもの読書動機付け事業（おはなし会等各種子ども向け事業）の開催
	(2) 子どもの本の選定・収集・提供の充実
	(3) 「みんなの本のコーナー（児童書・絵本）」の充実
基本方針Ⅱ 学校・図書館・地域等の連携による子どもの読書推進体制の整備	
1	学校と図書館の連携
	(1) 学校図書館と町立図書館連携会議の開催
	(2) 図書館団体貸出を活用した学習支援の実施
	(3) 図書館訪問や社会体験事業の受け入れの実施
	(4) 学級文庫の取り組みに向けた検討
2	地域における関係機関の連携
	(1) ボランティア団体との連携
	(2) 関係機関と連携した子どもの読書活動に関する事業の実施
	(3) 図書館団体貸出を活用した読書支援
基本方針Ⅲ 子どもの読書活動への理解や関心の普及・啓発	
1	読書活動の啓発・広報
	(1) 子どもの読書活動に関する広報の充実
2	優良な図書の普及
	(1) 年齢に応じたブックリストの作成・配布・活用
	(2) 優良図書の普及

第4章 計画の実現に向けた取り組み

I 子どもの読書環境の整備・充実

子どもは、生活の中で身近な大人などの影響を受けながら、発達段階に合わせて本に親しんでいきます。子どもが本を身近に感じ、読書に親しむ習慣が身につけられるように、子どもの読書環境の整備・充実に努めます。

1 家庭における読書活動の推進

子どもの読書習慣は、読み聞かせによって本に親しむようになる乳幼児期から、一人で読書ができるようになる学童・青年期まで、あらゆる成長段階で、家族が子どもの読書に関心を持ち、積極的に関わり続けることが必要です。そのためには、保護者自身も本に関心を持ち、意識的に読書時間を作るなど、家庭内で本を読む習慣を形成していくことも大切となってきます。

子どもの読書に対する家庭の理解が広がり、「読み聞かせ」「家読（うちどく）」などの読書活動が充実していくよう取り組みを進めます。

(1) すこやかブック事業の実施

鳩山町保健センターと鳩山町立図書館が連携し、乳児健診時に絵本を介した親子のコミュニケーションの大切さが伝わるように赤ちゃん向けの絵本のリストを配布する「すこやかブック事業」を継続して実施します。また、町立図書館の利用登録手続きの案内も同時に配布することで図書館利用の促進にもつなげます。

(2) おはなし会（読み聞かせ）の開催

多くの子どもたちや保護者に読書に親しんでもらうとともに、家庭における読み聞かせの一助となるように、図書館とつどいの広場「ぼっぼ」等子育て支援機関などが連携し、年齢に応じた絵本の読み聞かせや手遊びを行うおはなし会を実施します。

(3) 家族での読書（「家読」（うちどく））の推奨

家族で読みたい本を選び、同じ時間を家族で共有し、読んだ本について感じたことを話す家族での読書（「家読」（うちどく））で読書習慣の定着を図れるように推奨し、啓発を図ります。

2 幼稚園・保育園等における読書機会の提供・充実

乳幼児期には、周囲の大人などから絵本や物語を読んでもらうことにより、本への興味や関心を広げていきます。

幼稚園や保育園等では、読み聞かせを通じて絵本や物語に親しむことにより、子どもの豊かな想像力などが育むことができるようにすることが大切となってきます。子どもが発達段階に応じた絵本や物語に出会えるように、幼稚園・保育園等と図書館が連携を図るとともに、家庭での読み聞かせの大切さを保護者に伝える機会を充実させるように取り組んでいきます。

(1) 乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の実施

幼稚園教諭や保育士などによる絵本や紙芝居等の読み聞かせを積極的に実施するほか、園児が手に取りやすい場所に絵本を配置したり、保護者に対しお薦めの本の紹介を図書館と連携して行ったりするなど、多様な本と出合う機会を作ります。

(2) 園児に対する絵本の貸出の実施

幼稚園の本や幼稚園教諭のお薦めの本等を園児に貸し出し、その貸出に合わせて絵本貸出の記録を行う「えほんノート」事業を継続して実施します。

また、長期休業中の貸出については期限延長等を行い、休業中も園児が絵本に親しめる環境を作ります。

(3) 町立図書館から幼稚園、保育園への団体貸出の実施

幼稚園や保育園の園児たちが絵本や紙芝居を楽しめるように、町立図書館の絵本等を幼稚園、保育園に対して貸し出す「団体貸出」を継続して実施します。

(4) 町立図書館における、幼稚園・保育園児の訪問事業受け入れ

町立図書館では、幼稚園・保育園児の訪問を受け入れ、貸出や絵本の読み聞かせ等を通じて、園児たちに図書館や本に興味を持ってもらえるようにします。

3 小・中学校における読書機会の提供・充実

学校では、子どもの読書経験に応じた読書活動ができるように、朝読書の取り組みやこども同士が本を紹介する活動等を通じて、様々な本と出会うことが大切となってきます。

そのため、ボランティアによる読み聞かせ活動や、「読書貯金」活動等の充実、図書委員活動等を通じた児童自身による本の紹介など、子どもが主体的・意欲的に読書活動や学習活動に取り組める環境づくりを進めます。

(1) 朝読書活動の実施

朝読書は本を読む習慣を身に付ける上で有効な取り組みの一つであり、小・中学校での実施について継続していきます。

(2) 読み聞かせ、ブックトークの実施

子どもが本に親しみ、様々な本に出会えるよう、ボランティア等による絵本の読み聞かせ等を実施する時間を積極的に作り、充実に努めていきます。

(3) 児童及び生徒主体による読書推進事業の実施

読書月間や読書週間を活用し、おすすめ本の紹介や読み聞かせ、本に関するイベント等を、図書委員会を始めとする児童及び生徒が主体で実施することによって、より子どもたちの本に対する興味を向上させていくことを目指します。

(4) 「読書貯金」「読書マラソン」の実施

子どもたちが本を読んだ冊数やページなどに応じて表彰を行う「読書貯金」「読書マラソン」の事業を実施することにより、子どもたちの読書に対する意欲を高めます。

(5) 学校図書館における読書環境の充実

学校図書室が子どもにとって、安心して読書や調べ学習を楽しむことができるよう、探しやすい子どもたちが本を読みたくなる書架づくりや、折り紙等を使い工夫を凝らした掲示、本の紹介コーナーを作成するなど、環境の整備・充実を図ります。

(6) 電子書籍を利用した読書環境の充実

子どもたちが一人1台使用しているタブレット等を使用して電子書籍を授

業等で活用し、児童生徒の読書意欲・学習意欲を喚起していく方法を検討していきます。

また、多様な子どもたちの読書機会の確保や、非常時における図書等へのアクセスを継続できるように努めます。

4 図書館における読書機会の提供・充実

図書館は、子どもが本に親しむことのできる身近な施設であり、乳幼児期から青年期に至るそれぞれの発達段階に応じた蔵書の充実、本選びや調べ方のサポート、各種イベントの開催等を通じて、子どもが本や図書館に親しむ機会を提供していきます。

また、電子書籍による資料提供、SNSを活用した情報の発信、図書館ホームページコンテンツの充実などに努めます。

- (1) 子どもの読書動機づけ事業（おはなし会等各種子ども向け事業）の開催
子どもの成長や読書力にあった内容で行い、おはなし会などのイベントでは楽しみながら、聞く力、読む力が身につくようにプログラムを構成していきます。
 - ・ うさぎちゃんのへや（未就園児対象のおはなし会）
内容：絵本の読み聞かせ、わらべ歌・てあそびの実施
 - ・ おはなし会
内容：絵本の読み聞かせ、てあそび、折り紙の実施
 - ・ 子ども人形劇場
内容：人形劇、てあそび、ペープサートなどの実施
 - ・ 子どもクリスマス会
内容：人形劇、ストーリーテリング、絵本の読み聞かせなどの実施
 - ・ 子ども1日司書
内容：図書館の仕事を体験してもらうことにより、図書館と本に興味をもってもらおう。
 - ・ ポップ事業
内容：図書館にあるお薦め本のポップについて随時受付
 - ・ 本の福袋事業
内容：毎年1月にテーマに沿った本を福袋形式にして貸出を実施
 - ・ 読書手帳の配布
内容：読んだ本の記録ができる読書手帳を配布。図書館で借りた本はシール形式で打ち出しが可能。

(2) 子どもの本の選定・収集・提供の充実

図書館司書による専門性を活かすことで、多様な子どもの本の選定・収集を積極的に行います。蔵書の核となる図書やお薦めの本は良い状態で提供できるよう、計画的に買い替えを実施します。

また、電子書籍については、子どものための電子書籍の種類・ニーズ・内容・紹介の仕方等の研究を行い、多様な子どもたちの読書機会の確保に努めます。

(3) 「みんなの本のコーナー（児童書・絵本）」の充実

児童書や絵本を中心とする書架を子どもたちから大人まで、誰もが利用しやすい環境とするため、「みんなの本のコーナー（児童書・絵本）」とし、特に赤ちゃんから中・高生まで、子どもの発達段階や読書力にあった興味・関心を呼ぶ本を広く収集し、探しやすく魅力のある書架づくりに努めます。加えて、子どもやその保護者が、図書館で絵本等を楽しんで読めるようなよりよい環境づくりに努めていきます。

また、地理的な状況による来館しにくい子どもの読書欲求にも応えることができるよう、電子書籍の充実を図ったり、インターネットサービスの広報を充実させていったりするとともに、子育て関連機関などを活用した配本についても検討していきます。

さらに、中高生などにとって図書館が家や学校とはまた違った「居場所」となるために、グループ学習等ができる環境づくりの検討をしていきます。

Ⅱ 学校・図書館・地域等の連携による子どもの読書推進体制の整備

子どもがどこでも本に出会うことができ、自主的な読書活動ができるように、子どもと子どもの本に関わる図書館・学校・地域の様々な施設・地域ボランティア等が連携して子どもに良質な本を紹介し、手渡していくことはとても重要となっています。

これらの関係機関の連携を充実させ、相互に協力しながら、子どもの読書活動の支援と読書環境整備に取り組みます。

1 学校と図書館の連携

学校図書館は、子どもの自由な読書活動や学習情報収集の場として最も身近な施設であり、子どもの成長を支える重要な役割を担っています。また図書館は豊富な蔵書の中から、読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみをすることができる場所となっています。そうしたそれぞれの強みを活かしながら今後も連携をすることによって、より子どもの自主的な読書活動を推進していきます。

(1) 学校図書館と町立図書館連携会議の開催

学校図書館と町立図書館連携会議を毎年開催し、学校間及び図書館と情報を交換・共有することにより、子どもの読書活動をより推進する取り組みができるよう努めます。

(2) 図書館団体貸出を活用した学習支援の実施

子どもたちにより良い学習支援が行えるように、授業内容等に沿った本の団体貸出について随時相談を受け入れると同時に、貸し出しについて対応します。

(3) 図書館訪問や社会体験事業の受け入れの実施

小学校の授業の一環として、児童が図書館を訪問し、図書館司書が読み聞かせ等を交えながら、図書館の利用の仕方を説明します。また、希望によって児童が実際に図書館の本を借りて帰ることも受け入れています。

また中学校の社会体験チャレンジ事業でも図書館の一部業務を体験してもらっており、これらの事業を通じて子どもたちが図書館を身近に感じてもらえるように努めます。

(4) 学級文庫の取り組みに向けた検討

子どもが身近な場所で本と親しむことができるように、図書館資料を学級文庫として貸し出すサービス実施について検討していきます。

2 地域における関係機関の連携

図書館・子育て支援センター・保健センター等、子どもが集まる町の施設や関係機関が連携することで、子ども時代の読書活動の重要性を周知して子どもの読書活動を支援する人の輪を広げ、読書活動の拠点である図書館の利用促進を図ります。

(1) ボランティア団体との連携

町立図書館は、読み聞かせや子ども向けの読書普及事業等の活動をしているボランティア団体と協力事業を実施したり、ボランティアの能力向上のための研修を実施したりすること等を通じて、相互交流を促進し、連携を深めていきます。

(2) 関係機関と連携した子どもの読書に関する事業の実施

町立図書館は、子育て支援センター等の団体利用や町の子どもの居場所づくり事業である「放課後子ども教室」や「はとっこテラス」等の活動を通じて、より一層の連携を図っていきます。

(3) 図書館団体貸出を活用した読書支援

子どもが身近な場所で本と親しむことができるように、小・中学校のみならず、放課後児童クラブ等に対し、団体貸出制度を周知し、積極的にその活用を促すとともに、本の情報提供等に努めます。

Ⅲ 子どもの読書活動への理解や関心の普及・啓発

子どもの読書を推進するためには、子どもに読書の楽しみを知ってもらうだけでなく、保護者をはじめとする周囲の大人にも子どもの読書の大切さを伝え、理解を深めていただくことが不可欠となっています。

子どもの読書活動への関心を高めるための普及・啓発活動を実施していきます。

1 読書活動の啓発・広報

鳩山町では地域で子どもの読書活動を推進してきましたが、今後も広報やホームページ、SNS等の媒体を活用して、子どもの読書活動に関する情報を積極的に発信していきます。

また、保護者や多くの町民に子どもの読書活動の意義を理解していただけるよう、図書館を始めとする町の施設・機関等で子どもの読書に関する啓発活動を実施します。

(1) 子どもの読書活動に関する広報の充実

学校、町立図書館、子育て関連機関等が実施する、それぞれ特色を生かした子どもの読書活動の取り組みに関する情報を収集し、ホームページやSNS等の活用等により、広く町民への情報の提供に努めます。

2 優良な図書の普及

子どもが新しい本や流行の本だけでなく、より充実した読書活動を行うことができるように、おすすめの本を紹介するブックリストを作り、優良な図書の普及を実施します。

(1) 年齢に応じたブックリストの作成・配布・活用

年齢に応じたおすすめの本を紹介するブックリストを作成し、図書館、学校等を通じて配布するほか、ブックリストで紹介した本は、図書館にコーナーを設置して積極的に貸し出します。

(2) 優良図書の普及

図書館のホームページやSNS、図書館だより等に、推薦する図書を掲載し、優良図書の普及に努めます。



第5章 評価指標及び数値目標

本計画の達成度を計るための指標として、次の3つの項目を挙げます。

○本を読むのが好きだという子どもの割合 (%)

	現状値 (R7)	目標値 (R12)	解説
小学生	76	90	「鳩山町子ども読書活動推進計画策定に係るアンケート調査実施報告書」で、「好き」「どちらかといえば好き」と回答した子どもの割合
中学生	71	90	

○1か月の間に本を全く読まない子どもの割合 (%)

	現状値 (R7)	目標値 (R12)	解説
小学生	14	10	「鳩山町子ども読書活動推進計画策定に係るアンケート調査実施報告書」で、1か月の間に読んだ本が0冊と回答した子どもの割合
中学生	22	10	

○図書館を利用している子どもの割合 (%)

	現状値 (R7)	目標値 (R12)	解説
小学生	47	70	「鳩山町子ども読書活動推進計画策定に係るアンケート調査実施報告書」で、図書館に「よく行く」「たまに行く」と回答した子どもの割合
中学生	28	50	

【資料編】

子どもの読書活動の推進に関する法律

鳩山町子ども読書活動推進計画策定経過

鳩山町図書館協議会委員名簿

子どもの読書活動の推進に関する法律

【平成13年12月12日号外法律第154号】

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動

の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日²の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

鳩山町子ども読書活動推進計画策定経過

日程	経過
令和6年 6月27日	令和6年度第1回鳩山町図書館協議会 ・鳩山町子ども読書活動推進計画策定概要等について
9月18日～ 10月18日	鳩山町子ども読書活動推進計画策定に伴うアンケート調査 ・調査対象 ①町内在住の6歳～18歳（平成18年4月2日～平成30年4月1日生まれ） の児童、生徒 ②町内在住の18歳以下の子どもを持つ保護者の方 ・調査方法 アンケート調査依頼、図書館ホームページ、チラシ等でURL・QRコード添付によるGoogleフォームを活用したWEB回答 ・回答数 ①小学生213件、中学生13件、高校生0件 ②保護者139件
11月14日	令和6年度第2回鳩山町図書館協議会 ・鳩山町子ども読書活動推進計画策定に係るアンケート調査実施報告について ・鳩山町子ども読書活動推進計画策定に係るヒアリング調査について
12月10日 ～令和7年 1月31日	鳩山町子ども読書活動推進計画策定に伴うヒアリング調査 ・調査対象 ①町内幼稚園、保育園、学校、子育て関連団体など10の団体 ②町内小学校、中学校における図書委員会等 ・調査方法 ①事前に調査票を送付し、ヒアリング又は書面での回答 ②事前に調査票を送付し、各学校の図書委員会の児童、生徒に図書館職員がヒアリングを実施
12月17日 ～令和7年 1月17日	鳩山町子ども読書活動推進計画策定に伴うアンケート調査 ※中学生のみ2回目を実施、内容は1回目と同一 ・調査方法 アンケート調査依頼し、Googleフォームを活用したWEB回答 ・回答数 中学生149件
令和7年 2月12日	令和6年度第3回鳩山町図書館協議会 ・鳩山町子ども読書活動推進計画策定に係るアンケート調査実施報告について ・鳩山町子ども読書活動推進計画策定に係るヒアリング調査報告について

6月25日	令和7年度第1回鳩山町図書館協議会 ・鳩山町子ども読書活動推進計画事務局素案について
10月28日	令和7年度第2回鳩山町図書館協議会 ・鳩山町子ども読書活動推進計画（事務局案）について ・鳩山町子ども読書活動推進計画（素案）のパブリックコメント実施について
12月19日 ～令和8年 1月23日	鳩山町子ども読書活動推進計画（素案）に関するパブリックコメントの実施 ・意見提出者数／1人 ・意見件数／1件 ・周知方法／鳩山町ホームページ、広報はとやま12月号
2月10日	令和7年度第3回鳩山町図書館協議会 ・鳩山町子ども読書活動推進計画（案）について
3月25日	令和7年度第8回鳩山町教育委員会 ・鳩山町子ども読書活動推進計画について案のとおり議決

鳩山町図書館協議会委員名簿

選任区分	NO.	氏名	所属	備考
学校教育委員	1	浅見 敏明	鳩山町立鳩山小学校校長	～令和7年3月31日
		千装 将志	鳩山町立亀井小学校校長	令和7年4月1日～
	2	岡部 玲子	鳩山町立鳩山幼稚園園長	
社会教育委員	3	田島 重美	鳩山町社会教育委員	
家庭教育委員	4	桑原 敏子	家庭教育実践者（人形劇サークル「トムテ」）	
	5	佐々木 千代美	家庭教育実践者（朗読会「窓」）	
学識経験者	6	中里 史子	学識経験者（おはなし「ぶらんこ」）	
	7	関根 康弘	学識経験者	～令和6年9月30日
		宮崎 誉	学識経験者	令和6年10月1日～
8	吉田 昌和	学識経験者		
公募委員	9	関 清	鳩山町民	～令和6年11月30日
		菅原 英子	鳩山町民	令和6年12月1日～
	10	田村 トキエ	鳩山町民	～令和6年11月30日
		山田 清子	鳩山町民	令和6年12月1日～

【編集・発行】

鳩山町教育委員会（事務局：鳩山町立図書館）

令和8年3月発行

〒350-0313 埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘3-19-1

電話049-296-5660 FAX 049-296-5661

<https://www.town.hatoyama.saitama.jp>

e-mail h5660@town.hatoyama.lg.jp